

国道8号 彦根～東近江【バイパス計画】 事業化に向けて手続き進行中!

国道8号 彦根～東近江【バイパス計画】について

政策目標

- ①産業の促進
- ②渋滞の緩和
- ③交通安全の確保
- ④観光振興の促進

道路計画に必要な機能

- ・名神高速へのアクセス向上
- ・国道8号の渋滞の緩和
- ・交通事故の減少
- ・点在する観光地間の道路ネットワークの強化

| | |
|---------------|-----------------------|
| 都市計画対象道路事業の名称 | 国道8号 彦根～東近江 |
| 都市計画決定権者の名称 | 滋賀県 |
| 事業予定者の名称 | 国土交通省 近畿地方整備局 |
| 都市計画対象道路事業の種類 | 一般国道の改築 |
| 起終点 | 起点：滋賀県彦根市／終点：滋賀県近江八幡市 |
| 延長 | 約23km |
| 車線数 | 4車線 |
| 設計速度 | 80km/時 |
| 道路区分 | 第3種第1級 |
| 道路構造の概要 | 地表式、嵩上式を予定 |

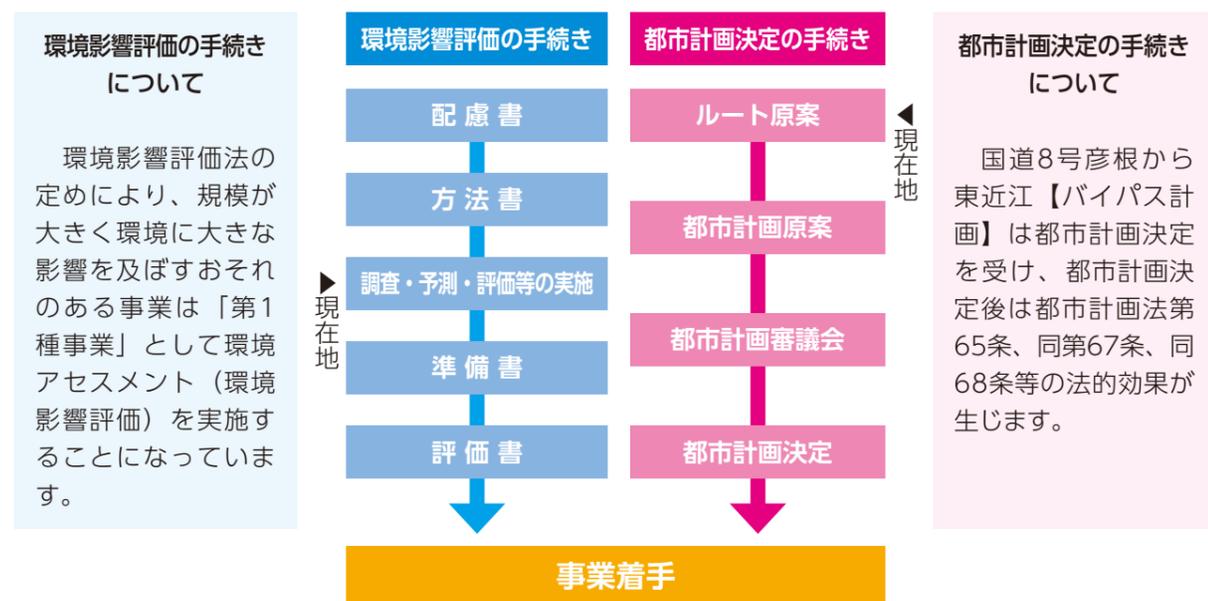
事業着手までの流れについて

国道8号彦根～東近江【バイパス計画】の事業着手には環境影響評価の手続きと都市計画決定の手続きが必要となります。環境影響評価の手続きについては、方法書の内容に基づき、調査・予測・評価等の実施中であり、都市計画決定の手続きについては、令和4年2月26日に近畿地方整備局よりルート計画案が手交され、都市計画決定権者となる滋賀県の都市計画原案作成に向け、今後関係市町で意見をまとめ、滋賀県に提出することになります。意見をまとめるにあたり、愛荘町都市計画審議会を開催します。

令和4年度事業計画

- 令和4年4月 事業説明会（ハーティーセンター秦荘）（4月23日開催）
- 令和4年夏頃 愛荘町都市計画審議会（夏以降も必要に応じて開催）

事業着手までの流れ



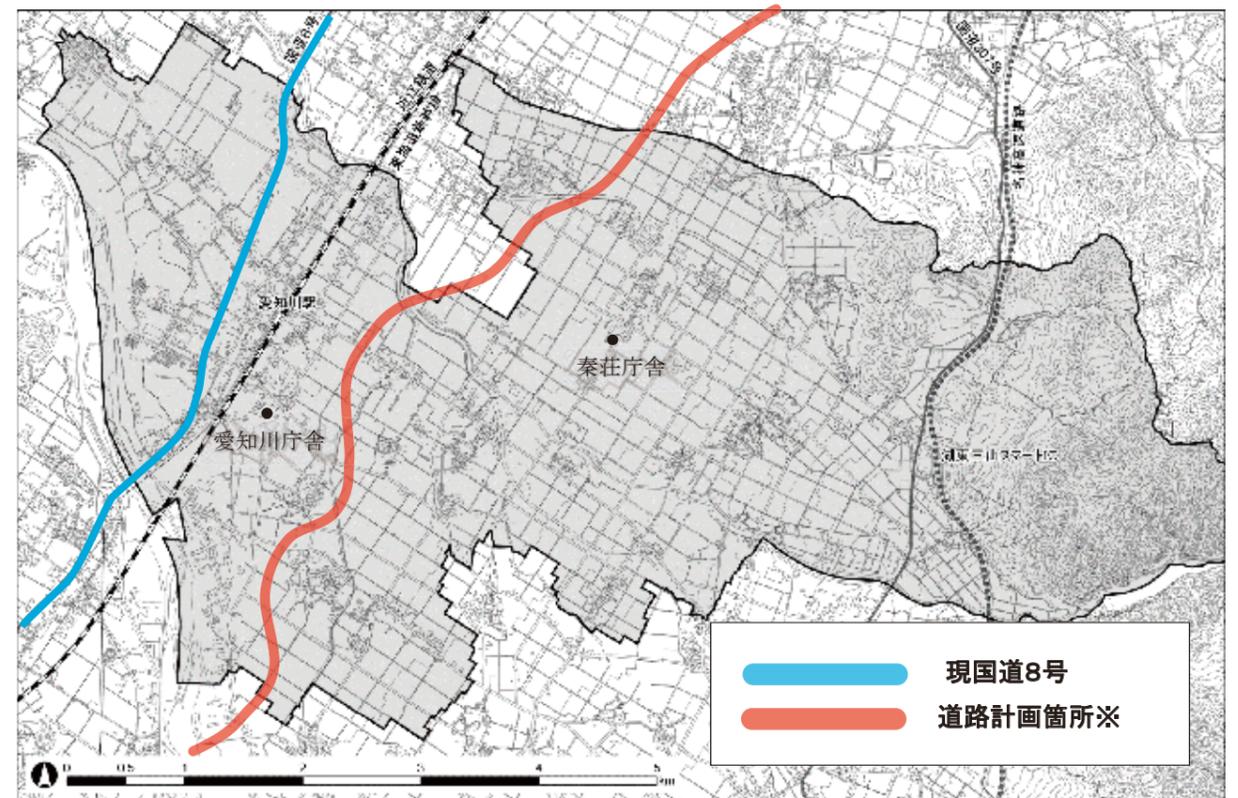
道路計画箇所・道路構成



事業計画区間
資料：環境評価方法書等に係る地元説明資料より



●愛荘町管内 道路計画箇所



※道路幅・道路位置についてはおおよそのものとなります。
※詳細な図面は建設・下水道課で配布しています。

| 道路構成（標準値） | |
|-------------|----------------|
| ①車線幅員： | 3.50m（片側） |
| ②自転車歩行者道幅員： | 3.50m（路上施設帯含む） |

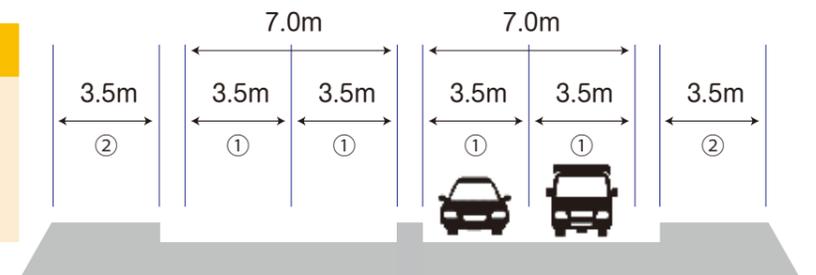


図 建設・下水道課（秦荘庁舎） ☎0749-37-8052